

令和3年度
多可町放課後等デイサービス事業所
(重症心身障がい児向けを除く。)
新規開設に係る公募要領



令和3年6月
多 可 町

1 公募の趣旨

令和3年6月現在、多可町には重症心身障がい児向けの放課後等デイサービス事業所が1か所あります。しかしながら、障がい児（重症心身障がい児を除く。）向けの放課後等デイサービス事業所がありません。

多可町では、第6期多可町障がい福祉計画（第2期多可町障がい児福祉計画を含む）に基づき、令和3年度から令和5年度の間で、障がい児（重症心身障がい児を除く。）向けの放課後等デイサービス事業所1か所の整備を行います。

本公募は、令和3年度において放課後等デイサービス事業所（重症心身障がい児向けを除く。）を整備・運営する事業者を広く募集するとともに、適正かつ公正に評価し、円滑に選定するために実施するものです。

本公募に応募された事業者のうち、多可町が承認し兵庫県の事業指定を受けて開設された事業所については、支援事業（多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業実施要綱参照）を用意しておりますので、応募の際にこの支援事業の申請もしてください。

このため、令和3年度につきましては、放課後等デイサービス事業所（重症心身障がい児向けを除く。）に係る障害児通所支援事業指定に係る意見書交付申請書及び多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業承認申請書は公募期間（令和3年6月14日～令和3年7月9日）についてのみ受け付けることとします。

2 公募するサービス及び事業所の概要

区 分	内 容
サービス種別	放課後等デイサービス（重症心身障がい児向けを除く。）
整備数	1か所
定員	10人
事業所開設地	多可町内

3 応募資格の要件

応募にあたっては、以下の資格及び要件を全て満たすことが必要となります。

- (1) 応募者は、法人であること。
- (2) 応募者は、事業所を設置、運営する法人の代表者であること。
- (3) 児童福祉法第21条の5の15第3項の各号の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等の規定に基づく更生又は再生手続きをしていないこと。
- (5) 応募者又は法人及びその事業所に属する者（今後、属する予定である者を含む。）が多可町暴力団排除条例（平成24年条例第34号）第2条第1項第1号、第2号及び第3号に該当しないこと。これに違反していることが判明した場合は不適とする。
- (6) 事業に必要な用地等は、法人自身が自ら確実に確保することができること。

- (7) 関係法令及び省令、解釈通知・運営基準等を十分に理解し、遵守できる者で、かつ、放課後等デイサービス事業所を整備し、長期的に安定した運営を行うために必要な資力、能力、意欲等を有すること。
- (8) 当該サービス事業の運営を直接行う事業所であること。(サービスの委託は認めない)
- (9) 当該法人及び代表者が国税及び地方税等に滞納がないこと。
- (10) 国、県及び市町等が実施した指導監査において、指摘された事項が改善済みであること。
また、過去に重大な問題等を起こしたことがないこと。
- (11) 令和3年度中に事業所の整備が完了し開設が可能であること。

4 立地条件

- (1) 事業所開設地は、多可町内とする。
- (2) 事業所開設地は、安定した運営を確保する観点から、自己所有が望ましく、所有又は取得が確実に見込まれること。また、借地による場合は、事業の存続に必要な相当程度長期間（おおむね10年以上）の借地権又は地上権を設定することが確実に見込まれること。
- (3) 事業所開設地については、当該土地に抵当権等の施設存続の支障となりうるような権利設定がないこと。設定されている場合は、その権利の抹消が確実であること。
- (4) 事業所開設地は、開発行為等の許認可が確実に得られること。
※都市計画法、農振法、農地法、埋蔵文化財の有無等の土地利用に係る規制等については、あらかじめ調査のうえ、各関係機関と調整を図ってください。

5 建設条件

- (1) 都市計画法、建築基準法、消防法、兵庫県福祉のまちづくり条例その他の関係法令を遵守すること。
- (2) 放課後等デイサービス事業所の設備については児童福祉法第21条の5の19の規定によるものとする。
- (3) 事業予定については、地元住民等の関係者に理解が得られるよう、法人自身が説明会、懇談会等を十分に行い、各関係者の了承を得ていること。なお、事業予定の説明に際して支障等が生じた場合も法人自身が自らその解決を図ること。
※特に地元自治会、事業所開設地の隣接住民、隣接地権者、排水路の水利権者等に関しては建設事業についての同意の取得がそれぞれ必要となります。
- (4) 関係者への説明については、「現時点では、事業所整備が確定したものではなく、多可町における放課後等デイサービス事業所新規開設に係る公募に応募して選定されたとしても、兵庫県から放課後等デイサービスの事業指定を受けなければ事業化されない」という前提をよく説明し、誤解の生ずることがないように十分な理解を得ること。
- (5) 「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」の施行の趣旨に鑑み、内装についてはできる限り木質系資材を使用するよう努めること。

6 運営条件

- (1) 支援を必要とする障がいのある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るため質の高いサービスを提供すること。
- (2) 明るく清潔で、町民に親しみやすく、地域に開かれた事業所となるように配慮すること。
- (3) 町行政及び町内の他の事業所と連携を図りながら、地域住民の安心・安全な生活の基盤づくりに配慮すること。

7 応募の方法及び受付期間

申し込みされる事業者は、下記のとおり必要書類を提出してください。

- (1) 受付期間 令和3年6月14日（月）～令和3年7月9日（金）
- (2) 受付時間 9：00～17：00まで（土曜・日曜・祝祭日を除く）
- (3) 提出先 〒679-1192

兵庫県多可郡多可町中区中村町123

多可町福祉課 障がい福祉担当 藤本・竹本

TEL：0795-32-5120

FAX：0795-30-2526

E-mail：syogai@town.taka.lg.jp

※多可町福祉課に持参される場合は、事前に担当まで連絡をお願いします。

※郵送による場合は令和3年7月9日（金）までに必着のこと。

※受付期間及び受付時間以外は、理由の如何を問わず受理出来ませんのでご注意ください。

- (4) 提出書類 提出書類は下記のとおりです。様式については、多可町ホームページからダウンロードしてください。

①障害児通所支援事業指定に係る意見書交付申請書

②多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業承認申請書

③承認申請情報提供書

④収支計画書

⑤開設予定地の地図（様式任意）

⑥予定事業所の平面図（様式任意）

- (5) 提出部数 提出書類③～⑥については7部（正本1部、副本6部）

- (6) 書類の体裁について

①提出書類は、原則A4サイズで作成（両面印刷は不可）してください。

②副本は、正本を複写したもので構いません。

8 応募にあたっての留意事項

- (1) 応募に必要な提出書類に不備・不足等がないよう必ず確認をしてから提出してください。また、不備や不足があれば補正を依頼しますので、受付終了日までに再提出をお願いします。万が一、受付終了日までに補正されない場合は、応募を辞退したものとみなします。
- (2) 町が必要と認める場合は、追加の資料の提出を求める場合があります。
- (3) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しませんので予めご了承ください。
- (4) 提出された書類に係る個人情報については、事業者選定の目的のみに利用し、他の目的には利用しません。
提出書類のうち、個人情報を除くものについては必要に応じ公表する場合があります。
- (5) 応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。
- (6) 提出書類の内容を確認するため、関係機関に照会することがあります。
- (7) 提案する事業が確実に実施できるよう、出来る限り具体的な収支計画書を提出してください。
- (8) 他の応募者の事業予定、応募状況等に関する問い合わせは、直接又は間接の如何を問わず、一切応じられません。
- (9) 本応募における用地等の権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償等については、応募者の責任に帰する事項であり、町はその責任を一切負いません。
- (10) 応募に際してあらゆる不正行為を行った場合、提出書類に虚偽の記載があった場合は、応募・選考を無効（失格）とします。
- (11) 事業所開設地は公募申込後に変更できません。
- (12) 選定後の申請内容の変更は原則認めず、選定結果を取り消します。
ただし、変更の内容が軽微である等で、多可町が認めるものについては、この限りではありません。
- (13) 応募申込後に応募を辞退される場合は、「多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業承認申請辞退届出書」を提出してください。
- (14) 事業計画の辞退や選定されなかったことによる一切の損害等について、多可町は責任を負いません。
- (15) 募集内容に関して質問がある場合は、「放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業公募に関する質問書」（別紙）に要旨を簡潔にまとめて記入の上、令和3年7月2日（金）午後5時までに電子メール、ファックスで提出してください。
なお、来庁又は電話による質問は、原則として受け付けませんのでご了承ください。
質疑の内容に応じて、応募事業者すべてに質問内容とその回答をお知らせします。
- (16) 本要項に記載のない事項に関して疑義が生じた場合等は、新たに取り扱いを示す場合がありますのでご了承ください。

9 事業者の選定

事業者の選定は、資格・要件について以下のとおり審査を行い決定します。また、応募が複数の場合は事業者の選定を行います。

(1) 選定方法

- ・応募書類に基づく書類審査並びに法人代表者等からのヒアリング調査により決定します。
※ヒアリングの日程等の詳細は、公募期間の終了後に応募事業者へ連絡いたします。

(2) 評価項目

- ・評価については、応募書類、ヒアリング調査等から事業予定の内容や熟成度、安定かつ適切な運営、地域等との連携の観点において優れた事業者を、次の審査項目等に基づいて行います。
 - 事業所の設備
 - 人員配置
 - 障がい児福祉への貢献
 - 基本方針・運営方針
 - 質の高いサービス提供
 - 事業の継続性

(3) 選定結果

- ・選定結果は、応募したすべての事業者に対し、障害児通所支援事業指定に係る意見書及び多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業（承認・不承認）決定通知書により通知します。
なお、評価の結果についての問い合わせには、一切応じられませんのでご了承ください。

(4) 注意事項

- ・選考審査にあたっては、現地調査を行う場合があります。
- ・選考審査の結果、適正な事業予定と認められないときは、承認事業者「該当なし」とする場合があります。
- ・選考審査の結果及び承認事業者の決定についての異議は認められません。

10 今後のスケジュール

時期（予定）	内 容
令和3年6月14日	公募受付開始
令和3年7月9日	公募受付終了
令和3年7月中旬	承認事業者の選定（書類審査・ヒアリングの実施）
令和3年7月下旬	承認事業者の選定結果を通知